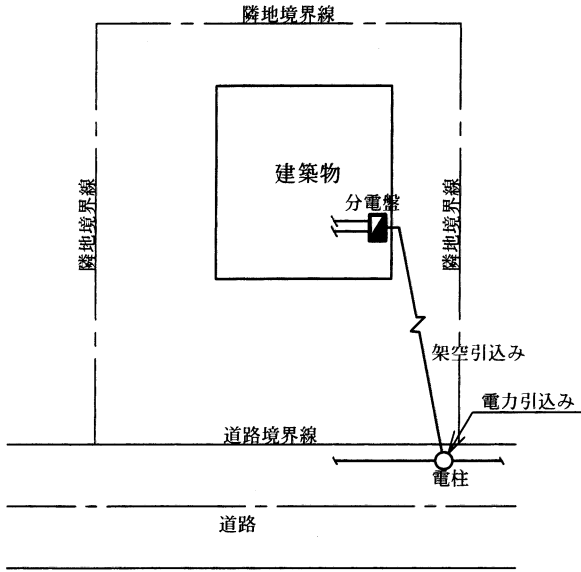


# 設備関係特記事項一覧表

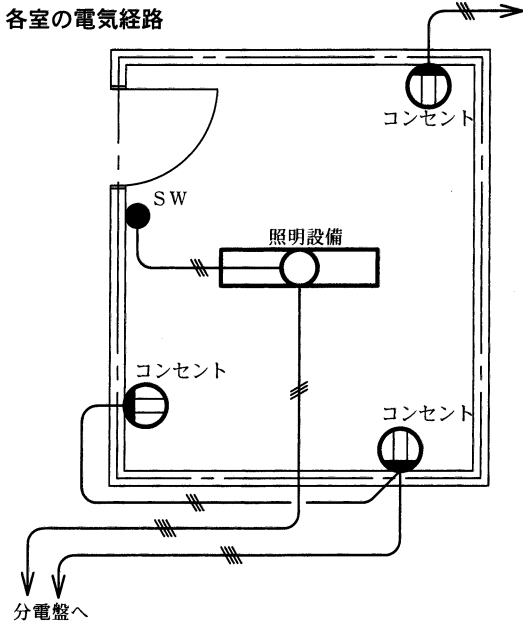
物件名： \_\_\_\_\_ 建築士番号： 第 \_\_\_\_\_ 号  
 設計者： \_\_\_\_\_ 級建築士

項目	内容（該当する項目で <input type="checkbox"/> を <input checked="" type="checkbox"/> チェックしたものを適用する）
1 共通事項	<input type="checkbox"/> 各建築設備（電気、ガス、給排水衛生、非常照明、換気、排煙、空調、消防、昇降機設備等）については、関係諸官庁等と事前に協議、調整し、それぞれの関係法令に適合することを再確認の上、施工する。
2 建築設備の構造方法（昇降機を除く）	<input type="checkbox"/> 建築設備の構造方法は特記なき限り「建築設備耐震設計・施工指針」によるものとする。 <input type="checkbox"/> 配管設備の構造方法は令第129条の2の3第2号の規定に基づき、施工するものとする。
3 建築設備標準図（図書に記載、又は添付した場合）	<input type="checkbox"/> 建築設備標準図は、各設備工事の標準的工法例（設置方法、配管方法、引込み方法、その他）を示しており、特記なき限り当図の施工方法を採用するものとする。（建築設備標準図は、設備一般図の代替として現場での軽微な調整をする場合に運用し易くするため、設備配管等の系統仕様をまとめたものである。） <input type="checkbox"/> 建築設備標準図に記載されている場合でも、当該物件に採用されていない設備及び接続形態については、その部分は採用されない。
4 延焼範囲内の換気口等	<input type="checkbox"/> 特記なき限り、延焼範囲内の換気口等で開口面積 100cm <sup>2</sup> 以内のものは、スチール又はステンレス及びアルミ（t = 1.2以上）で作られた防火覆いとし、開口面積 100cm <sup>2</sup> を超えるものについては防火ダンパー（FD）を設置するものとする。
5 換気設備	<input type="checkbox"/> 換気設備の能力選定については、ダクト、ダンパー、防火覆い（VC・PH）等による圧力損失を考慮した静圧を確保できるように選定する。
6 給排水衛生設備	<input type="checkbox"/> 給排水設備の構造は建築基準法施行令に基づく衛生上の規定に準拠するとともに、S50建告1597号及びH12建告1390号に定められた基準によるものとする。 <input type="checkbox"/> 給水装置については、水道法第16条及び同法施行令第5条による基準に適合するものとする。 <input type="checkbox"/> 給水栓等からの逆流防止措置として、有効な吐水口空間の確保又はバキュームブレイカーの設置等を講ずるものとする。 <input type="checkbox"/> 排水設備については、下水道法第10条第1項、第3項及び同法施行令第8条による基準に適合するものとする。 <input type="checkbox"/> 排水管口径と勾配については、排水負荷単位法又はSHASE-S206の基準により算定する。但し、各市町村の条例等による定めがある場合にはそれに準ずるものとする。 <input type="checkbox"/> 各種配管において腐食のある部分及び当該配管の材料に応じて、土中・コンクリート埋設配管には防食テープ等、多湿箇所にはアスファルトプライマー等の防食措置を講ずるものとする。 <input type="checkbox"/> 満水時の質量15kgを超える給湯器設備等に関する、建築設備の構造耐力上安全な構造方法（H12建告1388号改正（H24国交告1447号））にて措置を講ずるものとする。
7 ガス設備	<input type="checkbox"/> 都市ガスを使用する場合には、ガス事業法第162条の規定に基づき施工するものとする。 <input type="checkbox"/> プロパンガスを使用する場合には、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法第38条の2の規定に基づき施工するものとする。 <input type="checkbox"/> ガス設備については、S56建告1099号に準じたガス栓の構造のものとする。もしくは、JIS規格に適合した過流出安全機構付きコック（ヒューズコック）を設けるものとする。
8 電気設備	<input type="checkbox"/> 電気設備工事については原則として、「電気事業法第39条第1項及び第56条第1項で定める電気設備に関する技術基準を定める省令」の規定に基づき計画、施工するものとする。
9 その他	<input type="checkbox"/> 第28条の2（シックハウス換気計算）、法第28条第2項（居室の機械換気計算）、法第28条第3項（火気使用室の換気計算）については、別紙にて算定する。

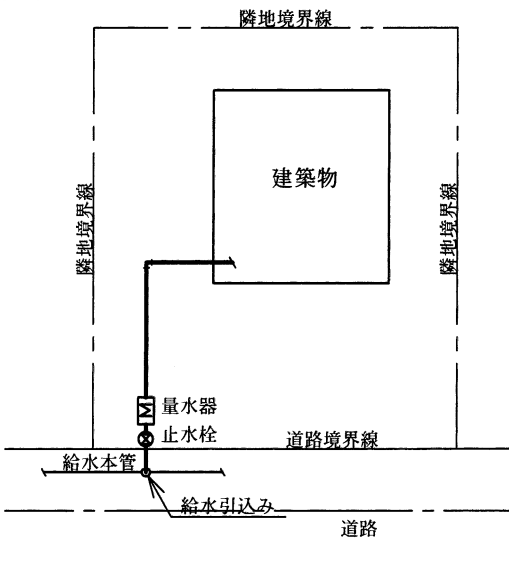
○電気設備について  
電力引込み



各室の電気経路

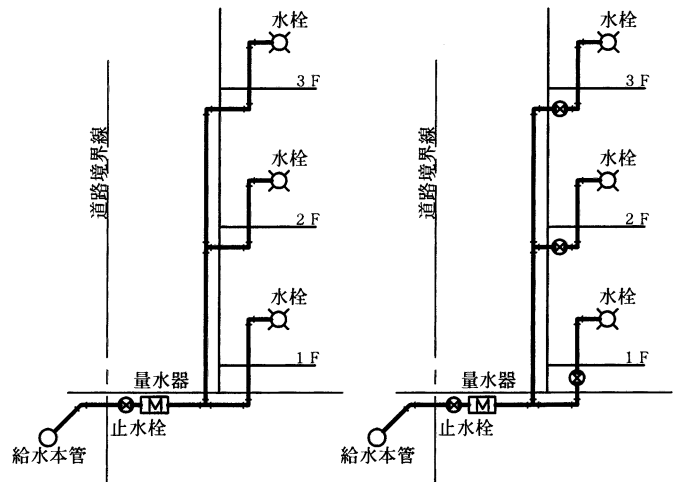


○給水設備について  
給水引込み

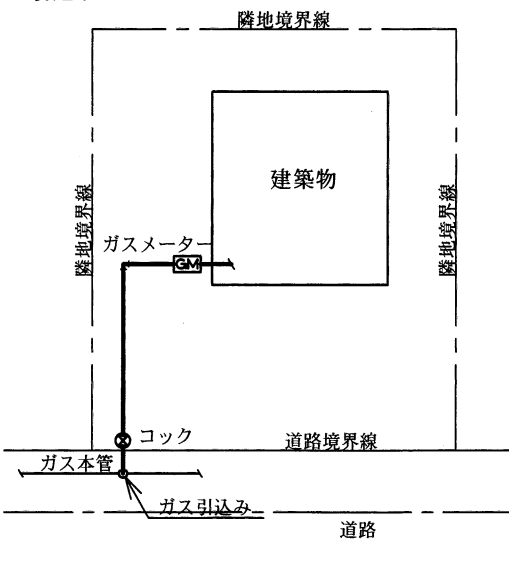


給水系統（直結の場合1）

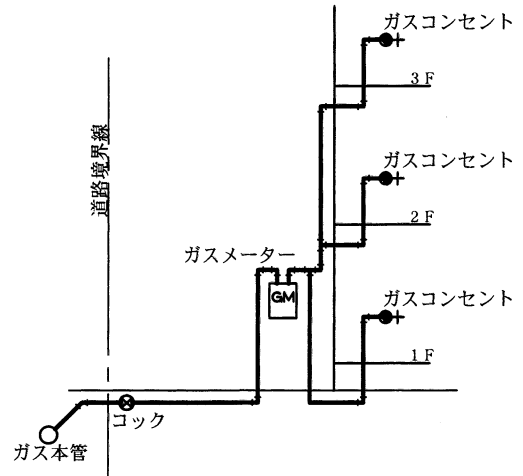
給水系統（直結の場合2）



○ガス設備について  
ガス引込み

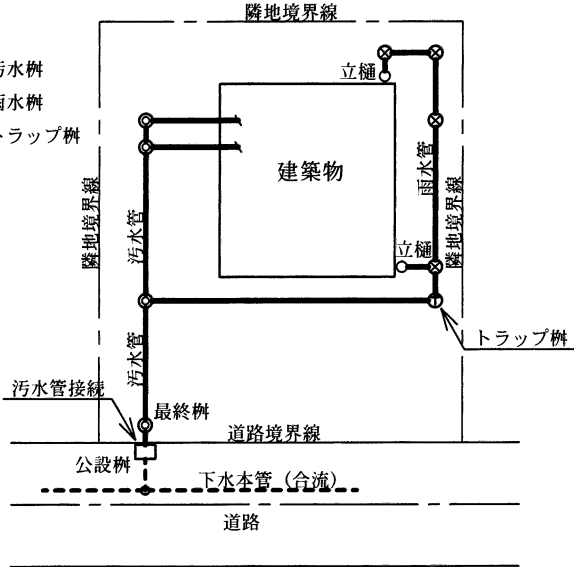


ガス系統

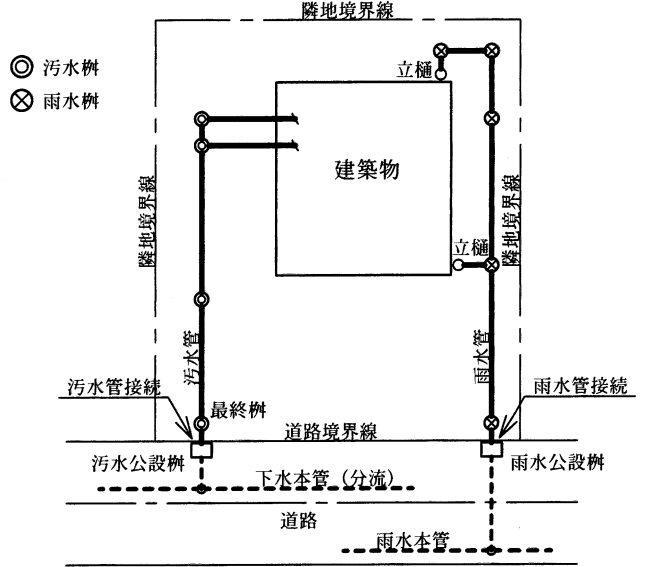


## ○排水設備について

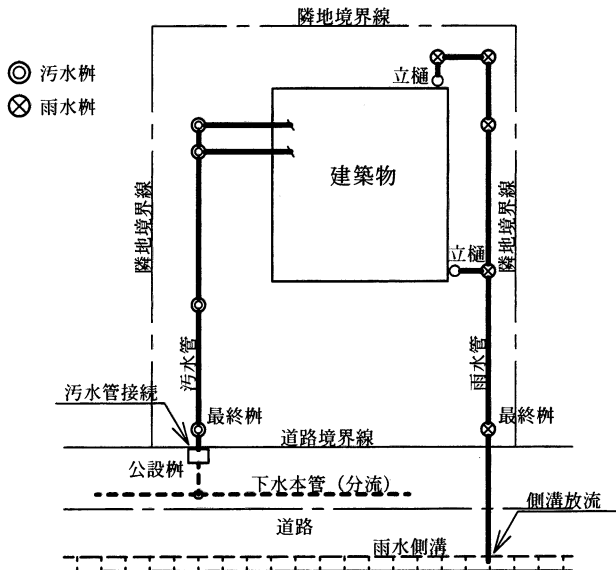
### 排水接続（合流の場合）



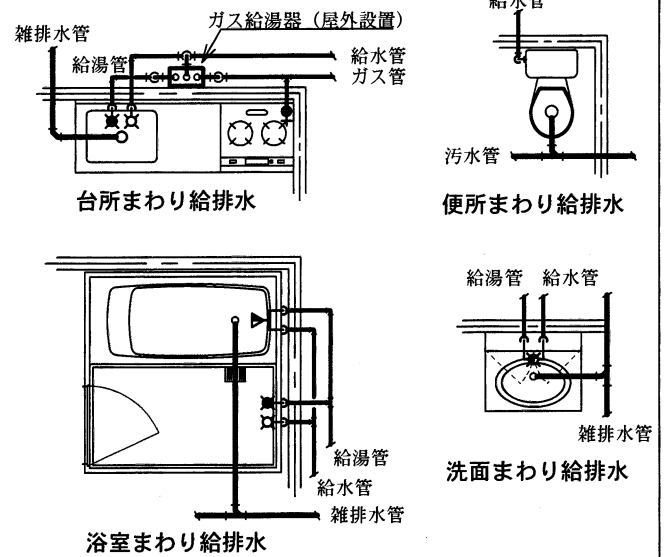
### 排水接続（分流の場合）



### 排水接続（雨水側溝放流の場合）

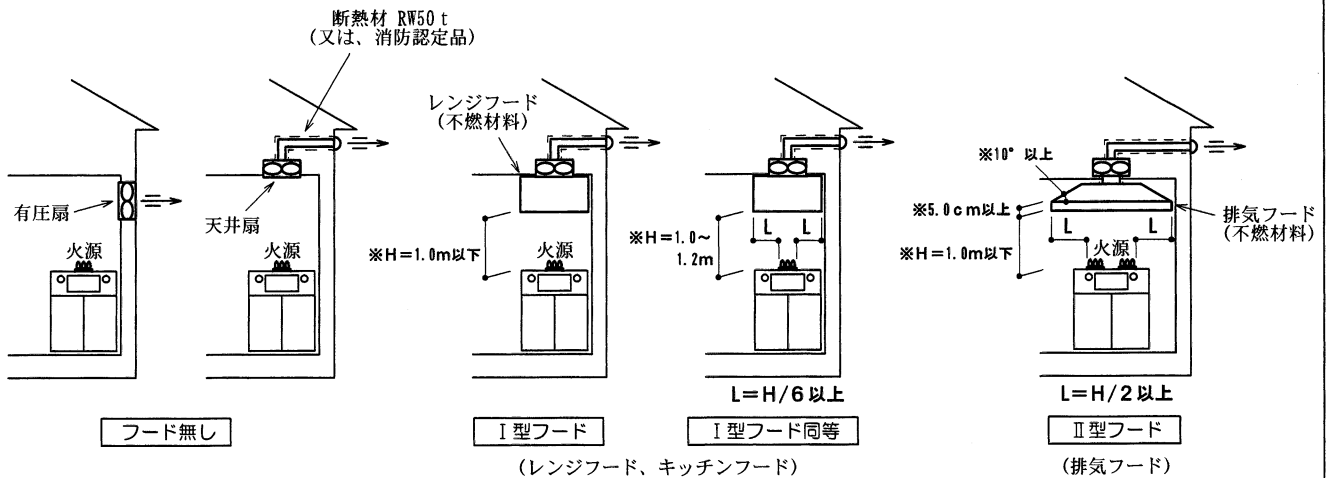


## ○器具まわりについて



## ○火気使用室の換気風量について

（S45建告1826号第3）



□ 換気風量： $V = 40 \cdot K \cdot Q$

□ 換気風量： $V = 30 \cdot K \cdot Q$

□ 換気風量： $V = 20 \cdot K \cdot Q$